

(独)農林漁業信用基金が事業資金の調達をサポートします。

山林種苗業者の皆様へ

山林種苗業者の皆様が金融機関(銀行、信用金庫など)から種子・穂木、肥料、植付け機械の購入、温室、散水施設の整備、労賃など事業資金(下表)を借り入れる際に、当基金がその借入に係る債務保証を行います。

コンテナ苗の生産が全国的に本格化しているなか、ご利用者が増えています！
どうぞお気軽にご相談下さい！

	運転資金	設備資金
信用基金の債務保証【一般資金の場合】 金利：融資機関の金利 保証料率：0.2~1.8% 保証割合：80%	山林種苗の生産等に必要な運転資金 〔作業労賃、電力費、資材費、燃料費等〕	山林種苗の生産等に使用する機械・設備の導入資金など、山林種苗の事業全般に必要な設備資金
【林業・木材産業改善資金の場合】 金利：無利子 保証料率：0.1~0.9% 保証割合：100%	—	山林種苗の生産等を改善するための機械・設備等を新たに導入するのに必要な資金

注1：林業・木材産業改善資金は、都道府県が運営する制度資金で、都道府県による直貸方式と融資機関を通じた転貸方式があります。(独)農林漁業信用基金の保証を受けられるのは転貸方式に限られます。

〔転貸方式を採っている都道府県は、岩手県、宮城県、山形県、栃木県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、兵庫県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県及び宮崎県の21県(平成27年度)〕

注2：基金の保証をご利用いただくには出資金が必要です。

※必要出資額は保証額を概ね40~45倍(都道府県で異なる)で除した額

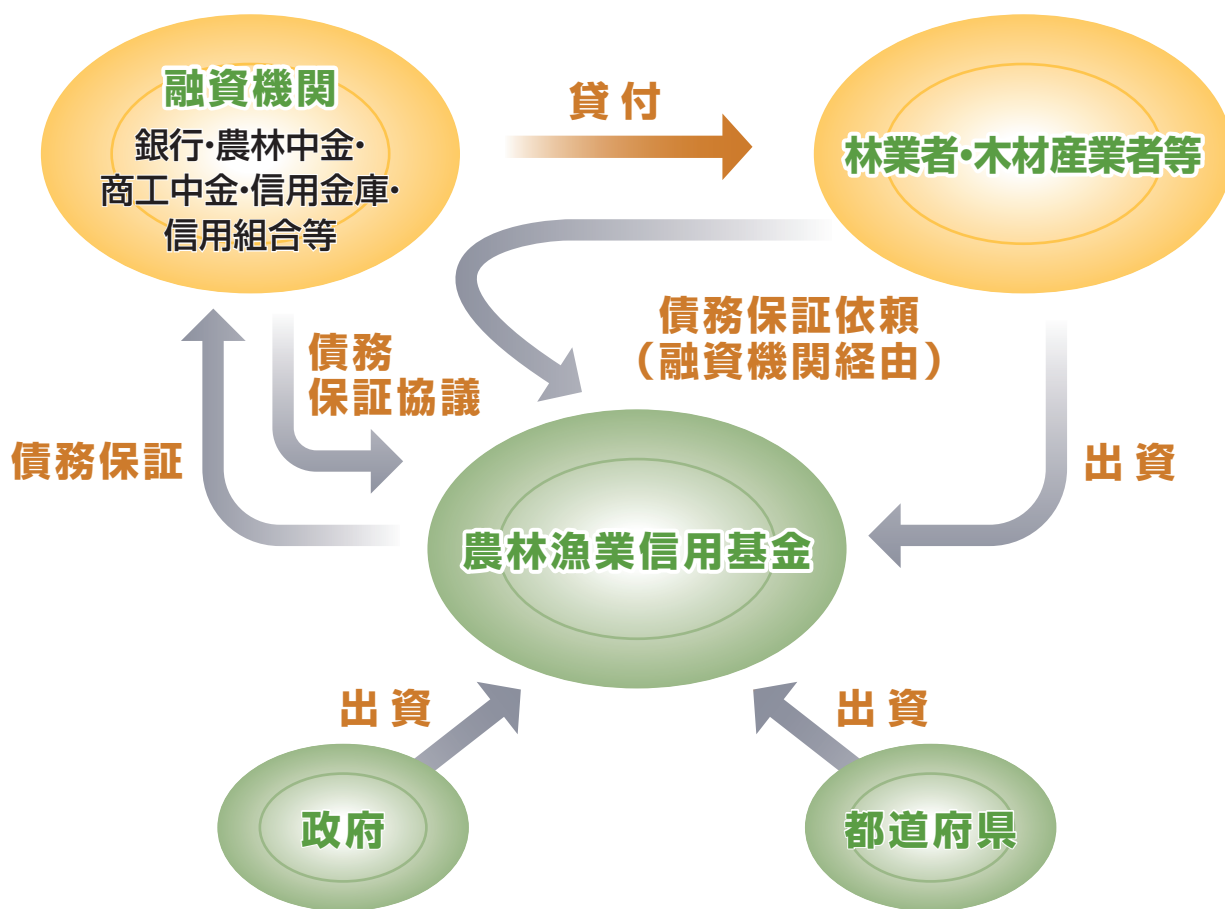
【問い合わせ先】

独立行政法人 農林漁業信用基金 林業部保証課

住所：東京都千代田区内神田一丁目一番十二号(コープビル)

電話：03-3294-5585(保証課直通)

信用保証制度のしくみ



基金保証の特徴、メリット

1

林業・木材産業専門の保証機関として、中小林業・木材産業関係者の皆様に最大限の支援をさせていただきます。

2

保証料率は年0.10%～1.80%と低率です。
(利用される方の財務内容等により保証料率は異なります。)

3

基金が根抵当権の設定を受ける場合は、登録免許税率が軽減されます。(0.4%→0.15%)